裁決番号　令和元年度裁決第７号

裁　決　書

審査請求人
居　所：〇〇〇〇
氏　名　〇〇〇〇
処分庁　〇〇〇〇

審査請求人が令和元年７月７日に提起した処分庁による生活保護停止決定処分及び生活保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査請求のうち、処分庁による生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２６条に基づく生活保護停止決定処分（令和元年５月２３日付け〇〇第４５３号。以下「本件処分１」という。）に係る審査請求には理由がないことから、請求を棄却し、法第２６条に基づく生活保護廃止決定処分（同年６月５日付け〇〇第６１３号。以下「本件処分２」という。）に係る審査請求には理由があるから、本件処分２を取り消す。

第１　事案の概要

１　審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日から生活保護を受給している。

２　〇〇年〇〇月〇〇日付けで、処分庁宛てに〇〇警察署から審査請求人に関する捜査関係事項照会書が送付された。

３　処分庁が、審査請求人の状況を確認するため、〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇警察署に電話照会を行ったところ、現在捜査中との回答があった。

４　〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇警察署から処分庁宛てに、〇〇年〇〇月〇〇日付で審査請求人を逮捕したとの情報提供を受けるとともに、処分庁に対する照会文書を発送するとの報告を受けた。

５　〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇警察署から処分庁宛てに〇〇年〇〇月〇〇日付け捜査関係事項照会書が送付され、処分庁は、審査請求人が逮捕及び勾留中であることを確認し、併せて、責任能力の有無を判断するため、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第１９７条第２項に基づく照会を受けた。

６　〇〇年〇〇月〇〇日、処分庁は、〇〇警察署を訪問、審査請求人と面会し、逮捕及び勾留の事実並びに〇〇月〇〇日に起訴されていることを確認した。

７　処分庁は、令和元年５月２３日付けで、審査請求人が逮捕及び勾留されたことを理由に、法第２６条の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日に遡って本件処分１をした。

８　処分庁は、令和元年６月５日付けで、審査請求人が起訴されたことを理由に、保護を要しない状態が継続するとして、法第２６条の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日

に遡って本件処分２をした。

9　令和元年７月７日付けで、審査請求人から本件処分１及び本件処分２の取消しを求める審査請求書が提出された。

第２　審理関係人の主張の要旨

1　審査請求人の主張

本件処分１及び本件処分２を取り消して、〇〇年〇〇月〇〇日までの生活保護費を遡って支給することを求める。その理由は次のとおりである。

(1) 審査請求人は既に釈放されており、過支給分も存在しない。また、処分庁が主張する「長期にわたる収容」ではなく、〇月しか勾留されていない。

(2) そもそも本件処分１及び本件処分２は、処分庁が〇〇個人情報保護条例違反をして得た情報をもとに下されたものであり、違法である。

2　処分庁の主張

本件処分１及び本件処分２については、以下のとおり法に基づき適正に行われたものであり、取り消す理由はないことから、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

(1) 処分庁は、〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇警察署から捜査関係事項照会書が送付されたことから、〇〇警察署に電話及び文書にて審査請求人の状況を照会し、審査請求人が〇〇年〇〇月〇〇日に逮捕され、勾留中であることを確認した。

また、〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇警察署を訪問し、審査請求人と面会を行い、逮捕及び勾留の事実並びに起訴されていることを確認した。

(2) 審査請求人が逮捕・勾留されたことから、留置施設等における処遇により最低生活費の恒常的な減少に伴い保護を要しなくなったものと判断したが、その状態の継続に確実性を欠くことから、令和元年５月２３日付けで本件処分１を決定した。

(3) その後、〇〇年〇〇月〇〇日付けで起訴された事実を受け、長期にわたる収容が想定され、最低生活費の恒常的な減少が継続するとして保護を再開する必要がないものと判断し、同年６月５日付けで本件処分２を決定したものである。

第３　裁決の理由

1　本件に係る法令等の規定について

(1) 生活保護の補足性

法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、同条第２項は、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定している。

(2) 保護の停止及び廃止の規定について

法第２６条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったとき

は、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の第１０の問１２において、保護を停止すべき場合は、「(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね６か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。」、「(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」と規定されている。

さらに、課長通知の第１０の問１２において、保護を廃止すべき場合は、「(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」、「(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」と規定されている。

(3) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号）第１８２条は、「被留置者の処遇（運動、入浴又は面会の場合その他の内閣府令で定める場合における処遇を除く。）は、居室（被留置者が主として休息及び就寝のため使用する場所として留置業務管理者が指定する室をいう。以下この条及び第２１２条において同じ。）外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。」と規定している。

また、同法第１８６条は、「被留置者における、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この節において同じ。）であって、留置施設における日常生活に必要なもの（第１８８条第１項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。」と規定している。

さらに、同法第１９９条では、「留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」と規定している。

(4) 被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合の最低生活費

「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会保護課長事務連絡）問７－１５において、「被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は、刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ない」とされている。

２　本件処分１及び本件処分２の違法性について

(1) 本件処分１の違法性

処分庁は、審査請求人が○○警察署に逮捕・勾留されたことを理由として、本件処分１を行った。

被留置者については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律により、被留置者の状況に応じた適切な処遇がされることになっており、起居すべき居室が提供され、衣類及び寝具、食事及び湯茶、日用品、筆記用具その他の物品が貸与又は支給されるとともに、負傷し、若しくは疾病にかかっているとき又はこれらの疑いがあるときは、医師による診療等が行われる。

したがって、被留置者は、留置施設に留置されている期間において、最低限度の生活を維持することができない者には該当しないこととなるから、保護を行う必要性に欠けるといえる。

審査請求人は、○○年○○月○○日に逮捕・勾留され、○○年○○月○○日付けで起訴されたことから、審査請求人に対する処遇は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づいて措置されることとなるため、法第２６条に規定する「被保護者が保護を必要としなくなったとき」に該当すると考えられ、処分庁が審査請求人に対する保護を停止する判断をし、過支給分の返還を保留したことは、違法又は不当であるとはいえない。

以上のことから、本件処分１には、これを取り消すべき違法又は不当な点はないものと認められる。

(2) 本件処分２の違法性

生活保護の廃止決定は、最低限度の生活保障を廃止するものであり、その決定は慎重であるべきである。

処分庁の令和元年６月４日ケース診断会議記録によれば、処分庁は、審査請求人が即決裁判手続きで審判される可能性も考慮し、起訴されてから１４日を経過した○○年○○月○○日に○○地方裁判所へ問い合わせ、公判期日が○○年○○月○○日であることを確認した。そして、弁明書、審査請求人のケース記録及び同年６月４日ケース診断会議記録によれば、「逮捕・勾留後、公訴が提起されており、今後は刑事裁判を控えているが、日本では刑事事件の有罪率が極めて高い状況であり、かつ、○○罪（未遂を含む）は○○の懲役刑のみであることから、相当期間にわたって保護を要しない状態が継続するものと考えられる」ため、課長通知の問第１０の１２答２－（１）に該当し、「起訴の事実を受け、長期にわたる収容が想定され、最低生活費の恒常的な減少が継続するとして保護を再開する必要がないもの」と判断し、保護の停止日である○○年○○月○○日に遡って生活保護の廃止を決定した。

しかし、起訴後も判決宣告前に身柄の拘束が解かれたり、執行猶予付きの判決がされて身柄の拘束が解かれることも想定される。また、刑事裁判の場合に、公判が２回を超えることは、裁判員裁判等の重大事件を除いては少なく、本件においても、実際の拘束期間は○月程度であった。

よって、本件処分２の処分時において「長期にわたる収容が想定され、最低生活費の恒常的な減少が継続するとして保護を再開する必要がない」とはいえない。

このことから、処分庁が行った本件処分２は、判断に必要な重大な事実を欠いていることから、本件処分２は取り消されるべきである。

(3) ○○個人情報保護条例違反

処分庁は、○○年○○月○○日付けで○○警察署から刑事訴訟法第１９７条第２項に基づく捜査関係事項照会書が送付されたことを受けて審査請求人の拘留を把握しており、○○個人情報保護条例違反をした事実は認められない。

(4) その他

上記の他には本件処分１及び本件処分２に違法又は不当な点は認められない。

３　結論

以上のとおり、本件審査請求のうち本件処分１に係る部分ついては理由がないことから行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４５条第２項の規定により、本件処分２に係る部分については理由があるから同法第４６条第１項の規定により主文のとおり裁決する。

令和元年１０月２日

審査庁　群馬県知事　山本　一太

教　　示

1　この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して１か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2　この裁決については、上記１の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

　ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

　処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、○○を被告として（訴訟において○○を代表する者は○○となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【再審査請求先】

　厚生労働省（社会・援護局保護課）

　〒１００－８９１６　東京都千代田区霞が関一丁目２番２号